

2019年1月31日

外務省総合外交政策局人権人道課  
パブリックコメントご担当者様

ビジネスと人権に関するベースラインスタディ報告書を踏まえた、  
ビジネスと人権に関する国別行動計画に盛り込むべき優先分野・事項に対する意見

国際人権 NGO ヒューマンライツ・ナウ  
〒162-0801  
東京都新宿区山吹町 335 鈴木ビル 4 階  
Tel: 03-6228-1528  
E-Mail: [info@hrn.or.jp](mailto:info@hrn.or.jp)  
理事長 申 恵丰  
事務局長 伊藤和子

国際人権 NGO ヒューマンライツ・ナウは、2018年12月に公表された「ビジネスと人権に関するベースラインスタディ報告書 (以下、本報告書)」を踏まえた我が国におけるビジネスと人権に関する国別行動計画に盛り込むべき優先分野・事項について以下のとおり意見を述べる。

**第1 「ビジネスと人権に関するベースラインスタディ報告書 (以下、本報告書)」意見交換会で取り上げられたテーマについて**

1 外務省が実施したベースラインスタディにおいて開催された意見交換会では、公共調達、法の下での平等 (障害者、LGBT、女性)、労働 (児童、外国人労働者 (外国人技能実習生を含む))、救済へのアクセス、我が国における国際約束 (投資協定等)、サプライチェーン、中小企業が取り上げられた。

このうち、公共調達、法の下での平等、労働者の権利、救済へのアクセス、国際協定、サプライチェーンはいずれも重要な事項であり、国別行動計画においては取り入れられるべきである。

2 とりわけ、外国人労働者、障害者、LGBT、女性に関する差別や、技能実習生をはじめ

とする外国人労働者に対する「現代奴隷」ともいふべき労働搾取の実態は深刻であり、この機会に、外国人労働者、障害者、LGBT、女性に対する明確な差別禁止法を制定するとともに、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、性的マイノリティに対するハラスメントをなくす法制度を導入すべきである。

労働者の権利に関しては ILO の「強制労働の廃止に関する条約 (第 105 号)」「雇用および職業についての差別待遇に関する条約 (第 111 号)」等の未批准の ILO 条約を批

准することで国際スタンダードに基づく労働者の権利を確立することが急務である。

外国人労働者に関しては、技能実習生に対して発生した強制労働、人身取引、現代奴隷という深刻な事態の発生原因を検証し、技能実習生制度を早急に廃止すること、2019年4月施行の新制度下での外国人受け入れに当たり、再発を防止する施策を確立することが不可欠である。

3 一方、外務省が実施したベースラインスタディにおいて開催された意見交換会のテーマは体系性を欠くものであり、G7 各国や先進的な NAP 実施国と比較すると重要な課題が抜け落ちている。

そこで、ヒューマンライツ・ナウは、ベースラインスタディで議論されていない、もしくは十分に議論されていない下記のテーマに関して優先事項とすることを求める。

なお、サプライチェーン問題をいかに実施するかについては、後記、人権デューデリジェンス、非財務情報開示、さらには輸入規制を通じて取り組むのが実効性が高いと考えられることから、後記を参照されたい。

## 第2 優先分野、事項として新たに盛り込むべき論点

### 1 人権デューデリジェンス

国連ビジネスと人権に関する指導原則の原則 17~21 は人権デューデリジェンスの実施を明記しており、日本の NAP において、人権デューデリジェンスは優先事項とされるべきである。

人権デューデリジェンスは米国、英国、ドイツ、フランス、スウェーデン等の NAP にいずれも明記されているのに対し、日本のプロセスでは、ベースラインスタディで正面から議論されていない。報告書でも、日本企業のデューデリジェンスのノウハウ不足等が課題として挙げられているものの、P90 にもあるように「国際的に人権デューデリジェンスへの関心が高まる中、日本企業の国際競争力の強化のためにも、更なる取り組みが求められる」との抽象的な表現にとどまる。

一方、企業のなかでも人権デューデリジェンスの実施は十分になされているとは言いがたく<sup>1</sup>、人権デューデリジェンスに関する理解や意識も極めて低い状況である。

こうした状況を変えるためにも、人権デューデリジェンスが日本の NAP においても優先事項として取り入れられるべきである。

具体的には

- (1) 人権デューデリジェンスに関する OECD のガイドライン等を参照したガイドラインの策定、もしくは OECD ガイドラインに関する企業への啓発・教育・支援
- (2) 上場企業に対し、人権デューデリジェンスの実施を求めるとともに、そのプロセスの開示を奨励する等の施策

---

<sup>1</sup> <http://hrn.or.jp/activity/15018/>

- (3) 業界やセクター別の人権デューデリジェンスに関するイニシアティブを政府が支援すること
- (4) 人権デューデリジェンスの法制化について検討すること  
を優先課題の一つに取り込む必要がある。

なお、ドイツの国別行動計画では、人権デューデリジェンスの対応について、社員500名以上の大企業の反応を2020年までに見極め、その状況次第で次のアクションを検討し（法制化含む）し、中小企業への浸透についての方策の着手に入るとし、明確なタイムラインを決めており、こうしたタイムラインを明確にしたアクションプランの策定を求めたい。

## 2 透明性の確保・非財務情報開示

企業が人権に関するいかなる取組をしていたとしても、その詳細が開示されなければ説明責任を果たしたとは言えない。指導原則の実進を進めるために、透明性の確保と説明責任を企業に求める仕組みの確立は不可欠であり、非財務情報開示のための施策が極めて重要である。

ヒューマンライツ・ナウは、2018年、「非財務情報(ESG)開示をめぐる国際的動向と提言」を公表、米国、欧州、アジア・オセアニアの非財務情報開示に関する法制・ルールを比較検討したところ、欧米のみならず、アジアにおいても、非財務情報開示に関する法令や証券取引所におけるルールが、日本よりもはるかに進んだ形態で策定・実施されていることが判明した。ところが、日本では、非財務情報開示に関する法制もなく、証券取引所のルールも策定されておらず、世界の趨勢から著しく取り残されている。<sup>2</sup>

2015年、年金積立金管理運用独立行政法人（以下、「GPIF」という。）が、そして、2016年には、企業年金連合会（以下、「PFA」という。）が、責任投資原則（PRI）に署名しているところ、PRIは、機関投資家が適切な役割を果たすために、投資対象の主体に対してESGの課題について適切な開示を求めており、2014年に策定された「責任ある機関投資家の諸原則」（日本版スチュワードシップ・コード）も「機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の

---

<sup>2</sup> 『非財務情報(ESG)開示をめぐる国際的動向と提言ービジネスと人権に関する国別行動計画(National Action Plans)への提案ー』、ヒューマンライツ・ナウ、2018年4月29日  
<http://hrn.or.jp/wpHN/wp-content/uploads/2018/05/b355a05350281611040192d4861fc01b.pdf>

状況を適格に把握すべきである。」として、ESG 課題の把握を促している。ところが、コーポレートガバナンス・コードでは、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題の開示が求められているものの、その内容は抽象的であり、2018 年の改訂でも前進はないままである。

英国現代奴隷法の制定を通じた非財務情報開示の法制化が、サプライチェーンにおける強制労働、人身取引、児童労働の根絶に果たした世界規模での影響力は極めて大きく、米国カリフォルニア州サプライチェーン透明化法やフランス・デューディリジェンス法、最新のオーストラリアの現代奴隷法等がこれに続いている。

日本の NAP においても非財務情報開示を優先事項として取り入れるべきであり、これはサプライチェーンに関する施策をするにあたって、公共調達に関する施策を行うにあたって、必須である。具体的には、既にヒューマンライツ・ナウが前記提言で提言した通り、以下の施策が取り組まれるべきである。

- (1) コーポレート ガバナンス・コードの改訂により、コーポレート ガバナンス報告書に開示が求められる非財務情報の記載を拡充する。
- (2) 企業内容等の開示に関する内閣府令第 3 号様式の改訂により、有価証券報告書における非財務情報の開示を実現する。
- (3) 英国現代奴隷法、米国カリフォルニア州サプライチェーン透明化法、フランス・デューディリジェンス法、オーストラリア現代奴隷法と類似した立法を検討する。
- (4) 公共工事の品質確保の促進に関する法律、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針、ないし公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の改正を行い、サプライチェーンも含めた ESG の取り組みを明記するとともに、価格以外の評価項目として ESG の取り組みを取り入れる。

### 3 輸入規制

米国で 2016 年に発効した「2015 年貿易円滑化及び権利行使に関する法律」は、強制労働・児童労働によって製造された製品の輸入禁止を強化することを目的とし、米国労働省は、児童労働や強制労働を行っている製品と国をリストアップして、指定された製品を輸入できない措置を講じている。日本においても児童労働や強制労働によって製作されたリスクの高い製品に対する通商規制を法制化することを検討すべきである。

アジア諸国では、先住民の権利を侵害する違法伐採が大きな問題となってきたが、この問題に関しては 2「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法）」が 2016 年 5 月 20 日に公布され、2017 年 5 月 20 日に施行された。合法性の確認されない木材は輸入できないことを前提として、木材関連事業者及び国が取り組むべき措置を定めており、日本においてもこうした法制は不可能ではない。

同様の法規制を児童労働、強制労働、紛争鉱物等にも及ぼすことは可能であり、優先

課題と位置付けるべきである。

#### 4 開発協力

国がリーダーシップを取って責任を果たし得る最も重要な分野はクロスボーダーで官民連携のプロジェクトを実施する開発協力分野であり、開発協力は、ドイツ、スウェーデンの NAP 等では優先事項として取り組まれている。特に、日本の ODA のインフラ整備等の各種プロジェクト実施に当たり、人権への負の影響が発生する事例はしばしば発生する。

JICA においては環境社会配慮ガイドラインを策定しているものの、人権の視点から負の影響に対して国連ビジネスと人権に関する指導原則に即した人権デューディリジェンスが実施されているかと言えは甚だ疑問である。

しかし、開発協力の実施主体である国は、国際人権法の義務履行者たる立場から、企業に対しても模範となるべき人権デューディリジェンスを実行していくことが要請される。

JICA がプロジェクト実施地現地の事業会社を通じてプロジェクトを実施するにあたり、サプライチェーンマネジメントとして、人権デューディリジェンスを徹底するためには、以下のプロセスが不可欠である。

##### (1) 開発における人権ポリシーの策定

ILO に即した労働者の権利、プロジェクト実施を通じ、人権に対する負のインパクトを禁止し、先住民をはじめ、対象地住民との協議により決定すること、適切な補償を含むこと

##### (2) プロジェクト実施パートナーに対し、人権ポリシーの実施を求めること

##### (3) 監査等によるモニタリング

##### (4) 救済と是正のプロセスの確保

##### (5) 業者選定において、非財務情報の開示を求め、適正な評価を実施すること

また、プロジェクトを通じて援助対象国における指導原則の理解促進や仕組みづくりの支援を行うことも期待される。

これらの分野を優先的に取り組む課題に組み入れるべきである。

#### 5 救済へのアクセス

救済へのアクセスは優先的に取り組むべき分野であり、特に以下の2点が重要である。

##### (1) 国内人権機関

救済へのアクセスを確保するために、政府から独立した国内人権機関を設置すべきである。政府から独立した国内人権機関の設置は 1993 年国連総会で「国内人権機関の地位に関する原則」(パリ原則)として全会一致で採択されたものであり、既に全世界 120 か国に設置され、アジアでも韓国、モンゴル、タイ、ミャンマー、インドネシア、マレーシア等で設置されている。日本は国連人権条約機関から繰り返し国内人権機関の設置を勧告されているがこれを設置せず、世界の趨勢から取り残されている。

ビジネス上の人権に関する負の影響が生まれた際の是正・救済の機関として、実効性のある政府から独立した国内人権機関の設置が今こそ求められている。

特に、タイ、インドネシア、マレーシアといった日本企業のサプライチェーンのある東南アジアの国内人権機関は、ビジネスと人権に関する問題に取り組んでおり、アジア諸国の国内人権機関との協力を通じたクロスボーダー案件の救済の取り組みも必要である。

## (2) OECD ナショナル・コンタクト・ポイント

日本における OECD ナショナル・コンタクト・ポイントの機能が極めて弱いことは救済を大きく妨げている。この点の強化は急務であり、優先事項とすべきである。

以上